別　紙

北海道行政書士会会則施行規則一部改正
新旧対照条文

改　正　案	現　　行
第１章 総則	第１章 総則
（目的） 第１ 条 この規則は、北海道行政書士会会則第７９　条の規定に基づき必要な事項を定める。	（目的） 第１ 条 この規則は、北海道行政書士会会則第７８ 条の規定に基づき必要な事項を定める。
～第２条から第 15 条まで（略）～	～第２条から第 37 条の２まで（略）～
第３章 会員 第４節 補助者	第３章 会員 第４節 補助者
～第 16 条から第 21 条まで（略）～	～第 16 条から第 21 条まで（略）～
（補助者の設置手続） 第 22 条 会員は、補助者を採用したときは、15 日以内に別記様式第２号による採用届二部に次の書類を添付し、所属する支部を経由して本会へ提出しなければならない。**ただし、特段の事情がある場合は、提出期限を遵守する場合に限り、直接本会へ提出する方法も認める。なお、この場合は、本会が書類を受理後、所属する支部へ補助者の設置について通知することとする。**	（補助者の設置手続） 第 22 条 会員は、補助者を採用したときは、15 日以内に別記様式第２号による採用届二部に次の書類を添付し、所属する支部を経由して本会へ提出しなければならない。
一 補助者となる者の履歴書（写真貼付のもの） 二 会員の誓約書（補助者となる者が不適格事由に該当しない旨の誓約を含む。） 三 補助者となる者の法第１９条の３に定める「秘密を守る義務」に違背しない旨の誓約書 四 補助者となる者の住所を証する書面	一 補助者となる者の履歴書（写真貼付のもの） 二 会員の誓約書（補助者となる者が不適格事由に該当しない旨の誓約を含む。） 三 補助者となる者の法第１９条の３に定める「秘密を守る義務」に違背しない旨の誓約書 四 補助者となる者の住所を証する書面

（住民票写し） 五 写真（３㎝×２．５㎝）（二枚） ～第 23 条から第 37 条まで（略）～ 第４章 会議 第１節 総則 （目的） 第 38 条 本章は、本会が開催する会議の円滑かつ効率的な運営を図るため、会則第７９ 条に基づき会議について必要な事項を定める。 ～第 39 条から第 196 条の 29 まで（略）～ 第２２款　空家等対策委員会 （設 置） 第 196 条の 30 会則第７０条第１項の規定に基づき**戦略推進部**に空家等対策委員会（以下、本款において 「委員会」という。）を設置する。 （目 的） 第 196 条の 31 委員会は、会則第５条第５号に規定する事項のうち空家及び所有者不明土地**（以下「空家等」という。）**の問題に関わる条例等の調査、研究及び統計に関する対応並びに関連情報収集等の活動を行うとともに、対外的な窓口として関係自治体や関連団体との交流を図り、各種相談等に対応し、もって当該業務に対して組織的かつ適切に対応することを目的とする。 （事 業） 第 196 条の 32 委員会は、若干名の委員をもって組織する。 （活 動） 第 196 条の 33 委員会は、その目的を達成するために次のことを行う。 (1) **空家等**の問題に関わる法令等の調査・研究・統計に関する業務及びそれらに関する会員	（住民票写し） 五 写真（３㎝×２．５㎝）（二枚） ～第 23 条から第 37 条まで（略）～ 第４章 会議 第１節 総則 （目的） 第 38 条 本章は、本会が開催する会議の円滑かつ効率的な運営を図るため、会則第７８ 条に基づき会議について必要な事項を定める。 ～第 39 条から第 196 条の 29 まで（略）～ 第２２款　空家等対策委員会 （設 置） 第 196 条の 30 会則第７０条第１項の規定に基づき業務部に空家等対策委員会（以下、本款において 「委員会」という。）を設置する。 （目 的） 第 196 条の 31 委員会は、会則第５条第５号に規定する事項のうち空き家及び所有者不明土地の問題に関わる条例等の調査、研究及び統計に関する対応並びに関連情報収集等の活動を行うとともに、対外的な窓口として関係自治体や関連団体との交流を図り、各種相談等に対応し、もって当該業務に対して組織的に適切に対応することを目的とする。 （事 業） 第 196 条の 32 委員会は、若干名の委員をもって組織する。 （活 動） 第 196 条の 33 委員会は、その目的を達成するために次のことを行う。 (1) 空き家及び所有者不明土地の問題に関わる法令等の調査・研究・統計に関する業務及び

への情報提供並びに研修、セミナーの企画・運営 (2) **空家等**の所有者等の確認・調査、発生の予防及び発生時の対応、利活用による創業支援サポート等に関する相談やコンサルティングに関する対応並びに相談者と会員との取次、調整に関する業務 (3) その他目的達成に必要な業務 ～以下（略）～ **附則（令和７年３月 29 日第４回理事会）** **この規則は、令和７年３月 29 日から施行する。ただし、第１９６条の３０の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。**	それらに関する会員への情報提供並びに研修、セミナーの企画・運営 (2) 空き家等の所有者等の確認・調査、発生の予防及び発生時の対応、利活用による創業支援サポート等に関する相談やコンサルティングに関する対応並びに相談者と会員との取次、調整に関する業務 (3) その他目的達成に必要な業務 ～以下（略）～